

風水害等の災害により被災した入学志願者の検定料の免除について

本学では、地震や台風など風水害等の災害により被災された方の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るため、以下のとおり検定料を免除する措置を講じます。

○措置の概要

1. 免除対象となる入学者選抜試験

- (1) 学部前期課程の一般入学試験（前期日程）、推薦入試、外国学校卒業学生特別選考及び学部英語コース特別選考並びに学部後期課程の学士入学及び編入学に係る選考
- (2) 大学院研究科及び大学院教育部の入学に係る選抜
- (3) 教育学部附属中等教育学校の前期課程の入学に係る選抜及び後期課程の編入学に係る選考

2. 対象者

上記 1 に掲げた試験の志願者で、次のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 入学志願者の学資を主として負担する者が、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された地域で被災し、次のいずれかに該当する方
 - ア 所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
 - イ 死亡又は行方不明の場合
- (2) 居住地が福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された方

3. 申請方法

次の書類を提出願います。

- (1) 検定料免除申請書
- (2) 次のいずれかの証明書類
 - ・上記 2 の(1)アに該当する方…公的機関が発行する災害証明書（コピー可）
 - ・上記 2 の(1)イに該当する方…公的機関が発行する死亡又は行方不明を証明する書類（コピー可）
 - ・上記 2 の(2)に該当する方…公的機関が発行する被災証明書（コピー可）

(3) 返還請求書

なお、(1) 検定料免除申請書、(3) 返還請求書につきましては、本学所定の様式を使用しますので、

5. の(1)の申請受付期限に間に合うように以下へ請求願います。

請求先 東京大学大学院経済学研究科 教務チーム大学院担当

e-mail gradinfo@e.u-tokyo.ac.jp

4. 免除方法等

申請のあったものについて、審査の結果、対象となると判断した場合、払込済みの検定料を返還します。

なお、免除の結果については、決定者は返還請求書に記載された指定口座への振込みをもって決定の通知とし、この他については別途連絡いたします。

5. 日程

- (1) 申請受付時期 令和 5 年 10 月 10 日（火）～10 月 20 日（金）

※申請は、原則として郵送による。

- (2) 返還時期 令和 5 年 11 月中

6. その他

- ・申請書類（検定料免除申請書，証明書類，返還請求書）に不足や，記載内容に不備がある場合には，免除の対象とはなりませんので，提出にあたってはご注意ください。

問合せ先

東京大学大学院経済学研究科 教務チーム大学院担当

電話 03-5841-5555